

## 経営会議・会議録概要

I、日 時 令和4年7月15日(金) 午前11時～12時05分

II、開催方法 オンライン

III、出席者 経営会議構成員、政策推進部総括次長兼行政サービス向上室課長、  
都市整備部都市政策課長、政策推進部戦略企画課長、同課長補佐

IV、案 件

- 1 大東市都市計画マスタープラン(案)について
- 2 大東市住宅マスタープラン(案)について
- 3 その他

V、内 容

### 【副市長】

- 経営会議を開催する。
- 本日は、「大東市都市計画マスタープラン」並びに「大東市住宅マスタープラン」の改訂について、審議する。
- それでは市長より一言頂戴する。

### 【市長】

- 「大東市都市計画マスタープラン」並びに「大東市住宅マスタープラン」について、現在の計画の延長上での改訂ではあるものの、未来に向けた計画であるという視点を置きながら、本日の議論に参加いただければと思う。
- 今我々は、5年、10年と社会が進むと、住宅の在り方、都市計画の在り方が大きく変わっていく激動の時代にいる。
- 両計画が社会の変化に対して、どのような柔軟性を持っているのか、持たせていくべきかといったことを念頭におきながら、本日の議論を行い、結論を出していただければと思っている。
- 新型コロナウイルス感染症が想定以上のスピードで再拡充し始め第7波を迎えようとしているが、我々には6回の波の経験値がある。7回目はその経験値をもって対応しようとしている。
- 同様に都市計画等においても、過去の経験値をもって対応しようとしているが、そ

ここに新しい変化を加え、よりよい未来をつくり、市民ニーズに応えていく必要がある。本日の会議はそういった重要なものを決定するといった思いで進めていくことを切に願い、私の挨拶とする。

## 1 大東市都市計画マスタープラン（案）について

### （1）主な意見

#### 【副市長】

- それでは、最初に「大東市都市計画マスタープラン(案)」について都市整備部より説明をお願いします。

#### 【都市整備部長】

- 都市計画マスタープランの改訂は、幹部会議で報告している。また、外部委員で構成される会議での議論を踏まえた最終案となっている。
- 本日の経営会議の後、9月議会に上程させていただく予定としている。

#### 【都市政策課長】

《配布資料に沿って説明》

#### 【副市長】

- ただいまの説明で意見、質問はあるか。

#### 【保健医療部長】

- まちなかウォークアブル推進事業は、どれくらいの整備範囲で、具体的にどのような整備を行っていくのか。

#### 【都市政策課長】

- まちなかウォークアブル推進事業は、国の施策の一つであり、車中心から人中心への転換を図り、道路や広場の利活用に対して、滞在の快適性や滞在環境の向上に資する取組について支援する制度となっている。
- 住道駅前デッキの利活用について、補助事業の活用を考えており、住道駅前デ

ツキの老朽化に伴う再整備を検討している。

- 現時点で具体的にエリアをどこまでとするかまでは考えていないが、住道駅前デッキを安全な歩行空間として確保することはもとより、賑わいが創出される空間とするため、再整備と併せて検討していく。

#### 【市民生活部長】

- 地域別構想の中央北部地域の「土地利用検討ゾーン」は、現在民間所有の農地であり、なぜ行政主導の方針の中で「土地利用検討ゾーン」と設定するのか。
- 該当エリアは市街化調整区域であり、用途は限られてくるはずである。
- 民間所有の農地であるエリアを「土地利用検討ゾーン」として定めるなら、農業委員会等に対して説明を行ったのか。

#### 【都市政策課長】

- 同エリアは、従前の本計画から「土地利用検討ゾーン」と定めており、平地部で唯一の市街化調整区域になっている。
- 現時点では農地的な利用がなされている状況にあることから、具体的な施策を進めていくような事項はない。
- 今後、農地利用をしなくなることも想定されるため、そのことを踏まえ、自然資源など周辺環境と調和を図りながら、土地利用などの誘導を検討するといったことを従前の計画から引き続いて記載している。

#### 【福祉・子ども部長】

- 本計画内に、心のバリアフリーを含めたハード・ソフト両面でのバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進についての記載がある。
- 心のバリアフリーに対して、具体的な取組を想定しているのか。
- 今後、心のバリアフリー化の説明を行うときは、合理的配慮の文言を活用し、強調することで、認識の浸透につなげてもらいたい。

#### 【都市政策課長】

- 心のバリアフリーに関する取組として、市内の公立小学生を対象に、車いすに乗るなど、バリアのある方の日常の動きを体験し学んでもらうバリアフリー教室を実施

している。

- 令和2年のバリアフリー法の改正で、心のバリアフリーの取組が教育啓発特定事業として盛り込まれた。現在改訂作業を行っているバリアフリー基本構想においては、このことを踏まえて検討を進めることを記載する予定である。
- 合理的配慮の記載については、関連計画となっているバリアフリー基本構想の方で具体的に表現していきたいと考えている。

#### 【人権政策監】

- 今後10年間における具体的な取組についての「その他」の箇所に、公共施設が様々ある中で、なぜ小中学校だけが記載されているのか。

#### 【都市政策課長】

- 小中学校は長寿命化計画を策定されたうえで、計画的な改善・修繕を行っていくことから、今後10年間の取組の一つとして施策の中に記載している。

#### 【副市長】

- それでは市長より一言頂戴する。

#### 【市長】

- 本計画期間は10年であるものの、その先も見据える中での10年間と考えると、小中学校の長寿命化など施設の長寿命化を図ることに言及が留まっていることには少し違和感を持つ。
- 人権政策監の意見は、小中学校を教育機関として長寿命化させることに留めておくだけでなく、都市計画における大きな要素であるという観点で捉えていく必要を感じさせてくれた。
- 長寿命化の先にある小中学校の活用について、都市計画にどう結び付けていくかという記述があればもっとすっきりしたのではないか。
- 10年間の変化に対応する柔軟性と11年目以降を見据えた考えを計画に含んでいただいた形で議会に上程していただければと思っている。

**【副市長】**

- 各委員から出た意見を踏まえて、今後進めていただきたいと思います。
- それでは、ただいま説明のあったとおり、『大東市都市計画マスタープラン(案)』として決定し、これをもって令和4年9月議会に提案するというので、よろしいか。
- あわせて、軽微な文言修正は都市整備部に委ねることとしてよろしいか。

(異議なし)

## 2 大東市住宅マスタープラン(案)について

### (1) 主な意見

**【副市長】**

- それでは、次に「大東市住宅マスタープラン(案)」について都市整備部より説明をお願いします。

**【都市整備部長】**

- 引き続き、「住宅マスタープラン(案)」について説明する。
- 「都市計画マスタープラン」の改訂と同様に幹部会議での説明のほか、外部委員で構成される会議での議論を踏まえた最終案となっている。本日の経営会議の後、9月議会に上程させていただく予定としている。

**【都市政策課長】**

《配布資料に沿って説明》

**【副市長】**

- ただいまの説明で意見、質問はあるか。

**【政策推進部長】**

- 計画の進行管理について、具体的にどのように行うのか。
- 住宅確保要配慮世帯数は、公的賃貸住宅戸数から充足できていると考えているのか。

【都市政策課長】

- 住宅マスタープランの進行管理について、毎年、各課に進捗状況を報告いただいております。今後も引き続き行っていきます。
- 本計画記載の住宅確保要配慮世帯数については、国土交通省の推計プログラムを用いた推計値となります。今後、この数値を参考に、建築課で取り組んでいる公営住宅の長寿命化計画において考えを示すものと思っています。

【政策推進部長】

- 建築課が策定を予定している公営住宅の長寿命化計画は今年度中の策定か。

【都市政策課長】

- その予定と聞いている。

【教育総務部長】

- 最近のまちの動きとして、住道駅周辺に住宅地・マンション建設を誘導する民間の動きが割と盛んになってきている。市内中心地に商業系を誘導するという行政側の旧来の考え方に加えて、民間側が住宅を中心部に誘導していくという考えについて問われた時に、行政としてどう考えているのか、この計画上どのように説明していくのか教えていただきたい。

【都市政策課長】

- 乗降客数の多い住道駅周辺は商業的土地利用を視野に入れた計画となっている状況である。しかしながら、駅西側については、住宅地も残っていることから、商業地でありながら、複合的な土地利用を図る観点も必要であると考えている。都市計画マスタープランにおいて、住道駅周辺エリアである市中央南部地域は、「商業・業務活動の中心地と利便性の高い都市型の居住環境を備えた地域」として位置付けていることから、住宅を排除している訳ではないと考えている。

【教育総務部長】

- 都市計画マスタープランの中では、住道駅周辺エリアにおいて住宅を排除してい

る訳ではないことは見て取れる。ただ、民間事業者等に対する行政の姿勢・考え方について、どういう思いを持っているのかを住宅マスタープランの中に、もう少し明確に記載された方がいいのではないかという感想を持っている。

**【都市整備部長】**

- 確かに商業地でありながら住宅が建っている。今後考え方の再整理を行うなど対応できればと考えている。

**【議会事務局長】**

- 9月議会に両計画を上程することなので、計画の必要性・ポイントを整理した上で、議会での説明に臨んでいただきたい。

**【副市長】**

- それでは市長より一言頂戴する。

**【市長】**

- 住宅に関しては人間の生きる基本である衣食住の一端を担っている。住宅マスタープランは、計画期間である10年間において、基盤をどのように支えていくかという意思表示であると思っている。
- この中で、空家に関する発信について、高齢者等を対象にした活用などに留まっているように思う。空家をいかに活用していき、住宅そのものをどこに誘導していくかなどをわかりやすく表現していただければと思っている。
- 公営住宅の空室活用の件数についての10年間の目標を7件としているのは、数字的に寂しい。これを7件が上限の目標のではなく、1件でも多く公営住宅の活用を展開していくのだという意味合いにとれるようお願いしたい。
- それぞれの指摘を受け止め、上程ができるよう準備していただきたい。

**【副市長】**

- ただいま説明のあったとおり『大東市住宅マスタープラン(案)』として決定し、これをもって令和4年9月議会に提案するというので、よろしいか。
- あわせて、軽微な文言修正は都市整備部に委ねることとしてよろしいか。

(異議なし)

**【副市長】**

- それでは閉会にあたり、市長より一言頂戴する。

**【市長】**

- 都市計画・住宅における今後10年間の基本理念の方針について、本日皆さんの合意を得たことになる。
- 出来上がった計画をスタートとして、皆さんの思いを束ねていけるような大東市にしていきたい。

**【副市長】**

- それでは、これにて経営会議を閉会する。

(以上)